

第5章 食料産業局

第1節 食料産業政策

食料産業施策の総合的企画

総合食料局は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）において新たな基本理念の一つとして位置付けられ、また、農林水産省の第一の任務である「食料の安定供給の確保」を図るため、主要食糧等を含めた食料政策の総合的な企画・立案、食品産業の健全な発展を図る施策等を通じて、食料政策の総合的な推進を担う部局であった。

平成23年9月1日、農林水産省組織改正に伴い、「食」や「食を生み出す農山漁村の自然や環境」に関連する事業を幅広く所管し、農山漁村の資源を活用した新しい産業を創出・育成をするとともに、食や環境を通じて生産者と消費者の絆を強めるために、「食料産業局」が創設された。

(1) 食料・農業・農村政策審議会食料産業部会

卸売市場法（昭和46年法律第35号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することを目的とする食品産業部会が、食料・農業・農村政策審議会の下に設置されていた。

平成23年9月1日、農林水産省組織改正に伴い、「食料産業部会」と名称が変更された。

(開催状況)

〈食品産業部会〉

平成24年8月10日 ・農商工等連携事業の促進に関する基本方針の変更について

平成25年3月27日 ・第9次中央卸売市場整備計画の

変更及び中央卸売市場開設区域の指定の解除について

〈食料産業部会懇談会〉

平成25年2月18日 ・「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(HACCP支援法)」について

(所属委員等)

(委員)

青 山 浩 子
新 浪 剛 史

農業ジャーナリスト
(株)ローソン代表取締役社長
CEO

西 辻 一 真
三 村 優 美 子
◎山 口 範 雄
渡 辺 捷 昭

(株)マイファーム代表取締役
青山学院大学経営学部教授
味の素(株)代表取締役取締役会長
トヨタ自動車(株)相談役

(臨時委員)

石 渡 美 奈

ホッピービバレッジ(株)代表取締役社長

お 塚 明
大 の 憲 とし
大 野 の 俊
お 小 瀬 叻
さ 竹 力 ふさ
根 もと 重 ゆき
藤 田 正 三

(株)ヤオコー顧問
福岡大同青果(株)代表取締役社長
ハウス食品(株)代表取締役会長
(株)美濃吉代表取締役社長
拓殖大学商学部教授
茨城中央園芸農業協同組合専務理事

古 谷 由 紀 子
山 根 香 織

消費生活アドバイザー
主婦連合会会長

(専門委員)

柴 田 明 夫

(株)資源・食糧問題研究所代表

注：◎部会長

(平成24年3月31日現在)

第2節 6次産業化・地産地消の推進

1 6次産業化の推進

平成23年3月に施行された「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（平成22年法律第67号）に基づき、農山漁村の6次産業化を推進するため、各種施策を講じた。

(1) 六次産業化・地産地消法に基づく事業計画の認定

六次産業化・地産地消法に基づき、農林漁業者等が行う農林水産物及び副産物の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画（総合化事業計画）を、623件認定した。また、上記事業活動の促進に特に資する研究開発及びその成果の利用を行う事業活動に関する計画（研究開発・成果利用事業計画）を、9件認定した。

(2) 6次産業総合推進事業

農林漁業者等の6次産業化を推進するため、経営の発展段階に即した個別相談等を行う体制を都道府県ごとに整備するとともに、農林漁業者等が行う新商品開発や販路開拓、6次産業化に取り組む環境づくりとなる交流会、技術研修等の取組に対して支援を行った。

（予算額1,445百万円）

(3) 6次産業化推進整備事業

農林漁業者等の6次産業化を推進するため、六次産業化・地産地消法等により認定された農林漁業者等が行う、当該計画を推進するために必要な農林水産物の加工・販売のための機械・施設、生産機械・施設等の整備に対して支援を行った。

（予算額2,194百万円）

(4) 産業連携ネットワークの取組

異業種の連携による6次産業化を推進するため、農林漁業や二次産業、三次産業、行政やシンクタンクなど、農林漁業・農山漁村に関心を有する多様な企業・団体・個人が参加する産業連携ネットワークを通じて、連携を促進する施策や取組等の情報提供や異業種交流会等の開催支援を行った。

(5) 農林漁業成長産業化ファンド

農林水産物等の特色を活かしつつ、1次産業から2次・3次産業を通じて消費者までのバリューチェーンを築く事業活動に対し、資本の提供と経営支援を一体的に実施するため、(株)農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）が平成25年2月に開業した。

2 地産地消の推進

直売所を中心とした地域の農林水産物の販売等の取組を一層推進するとともに、学校給食や企業の社員食堂における地場産物の活用の促進を図るため、次の取組を行った。

(1) 地産地消推進のための取組

地産地消の取組に必要な直売施設や農産物加工のための施設・機械の整備のほか、新商品開発や販路開拓等に対する支援を行った。

（予算額）

6次産業総合推進事業

（1,445百万円の内数）

6次産業化推進整備事業

（2,194百万円の内数）

(2) 人材育成及び事例調査

地産地消活動に必要な人材の育成・派遣、地産地消優良事例の調査・発表を実施した。

（予算額 産地活性化総合対策

5,288百万円の内数）

(3) 地産地消優良活動表彰の実施

地産地消の取組を一層促進するため、「地産地消優良活動表彰」を実施し、全国各地で、それぞれの立地条件を活かした創意工夫のある地産地消の優れた取組・活動を選定し、「全国地産地消推進フォーラム2013」にて表彰した。

(4) 地産地消給食等メニューコンテストの実施

関係省庁等と連携し、学校給食や企業の社員食堂における地場産物の利用拡大に向けた「地産地消給食等メニューコンテスト」を実施し、学校給食・社員食堂、外食・弁当などにおいて、地場産食材を安定的に利用している優れたメニューを選定し、表彰した。

第3節 農林水産物等の輸出促進対策

1 農林水産物等の輸出の概況

少子高齢化等により、日本国内の農林水産物・食品市場が縮小傾向にある一方、海外にはアジア諸国等を中心とした富裕層の増加、人口増加によって、今後さらに伸びていくと考えられる有望なマーケットが広がっている。

我が国の農林水産業・食品産業の発展のためには、世界の経済成長を取り込むべく、農林水産物・食品の輸出拡大に取り組むことが重要である。

平成23年3月の原発事故の影響により、諸外国・地域では日本産食品の輸入規制が強化されたことから、我が国の昨年（平成24年）の農林水産物・食品の輸出額は、4,497億円となり、原発事故前の平成22年（4,920億円）に比べ8.6%減と大きく落ち込んだ。

このため、原発事故に伴い導入された日本産食品等に対する諸外国の輸入規制については、各国に対して我が国が実施している安全性確保の措置についての情報提供や輸入規制緩和等の働きかけを実施した。また、国内外における取組支援を強化するとともに我が国食文化の素晴らしさの発信などの取組を行っている。これらの取組を通じて、平成32年までに農林水産物・食品の輸出額一兆円水準の達成に向けて、戦略的な輸出促進を官民一体となって取り組んでいるところである。

2 輸出促進事業の概要

平成24年度において、具体的に実施した輸出促進に関する事業は以下のとおりである。

(1) 輸出拡大リード事業（委託事業）

（予算額 318百万円）

日本産品の魅力を日本食文化と融合して発信する大規模イベントの実施や、国別マーケティングの強化、国際見本市への出展、国内商談会等を効果的に組み合わせ輸出に取り組む農林漁業者等を支援した。

(2) 輸出拡大サポート事業（補助事業）

（予算額 912百万円の内数）

農林水産物・食品の輸出の拡大を図るため、輸出に取り組む事業者の具体的な取組をサポートした。

(3) 輸出拡大及び日本食・食文化発信緊急対策（補助事業）（補正予算）

（予算額 716百万円の内数）

農林水産物・食品の輸出の拡大を図るため、輸出に関心を有する生産者・生産者団体をはじめ、流通業者、物流業者等の輸出を支援する事業者の具体的な取組をサポートした。

(4) 農産物等輸出回復事業（委託事業）（復興予算）

（予算額 238百万円）

海外メディアを活用して、輸出先国の一般消費者等に日本産品の魅力を伝えることによる需要の喚起を行うとともに、特に大きな影響が出ている被災地の産品をプロモーションすることにより、縮小した日本産食品の輸出回復を図った。

第4節 知的財産戦略

我が国の農林水産物・食品は、高品質・高付加価値、安全・安心など、農林漁業者、食品産業関係者や、地方公共団体・研究機関を含む関連事業者などの努力や技術、我が国の伝統や文化、消費者の信頼等に支えられ、他国に類を見ない特質・強さを有している。

一方、急速にグローバル化する国際市場に対する我が国の農林水産物・食品の輸出促進や国民が求めるブランド価値の高い農林水産物・食品の供給を実現するためには、知的財産を積極的・戦略的に活用し、我が国の農林水産物・食品の特質、優位性の確保やその差別化を図ることが不可欠となっている。

このような状況を踏まえ、知的財産に関する施策を強力に推進するため、平成22年3月に平成26年度までの5年間を実施期間とする「新たな農林水産省知的財産戦略」を策定し、本戦略に基づく施策を推進した。

1 知的財産の創造・活用

(1) 研究・技術開発分野の創造力強化と成果の活用 ア 遺伝子の機能解明・特許の取得と新品種育成等の促進

農作物や家畜などの抗病性等に関わる有用遺伝子の機能解明・特許の取得を進め、画期的な新品種・新素材の開発を推進し、研究成果については適切に権利化し、戦略的な活用を図った。

イ 地域における産学連携の支援

農林水産・食品産業分野の高度な知識を有するコーディネーターを全国に配置し、地域における産学連携活動を一体的に支援し、同分野における産学が連携した研究開発を促進することを通じて、農林水産・食品産業分野における共同研究の参画機関を増加させ、新産業の創出や、産業規模の拡大を図った。

ウ 農林水産業・農山漁村の有する「資源」を活用した地域ビジネスや新産業の創出

農山漁村の資源を活用し、素材、エネルギー、医薬品等の分野で新たな産業につながる可能性のある技術について、採算性や実用化に向けた技術課題の検討等の事業化可能性調査や、事業化が見込まれる新技術について、試行、試作のための実証機器の整備及び実用化に向けた技術実証等を支援した。

また、公的研究機関、民間企業の開発した新品種・新技術や地域特産物の機能性を活用した新食

品・新素材について、情報発信やグランドデザインの提供等の取組を支援した。

(2) 農林漁業者等現場の技術・ノウハウ等の伝承・活用の促進

篤農家の技術・ノウハウ（暗黙知）を抽出・可視化し、一般農家の意思決定を支援するAI（アグリインフォマティクス）システムの開発を推進するため、システムを構成する要素技術のうち、実用化段階にある技術の現場での実証を支援した。

(3) 農林水産物・食品の地域ブランド化の推進

「農林水産物・食品地域ブランド化共通基盤構築事業」において、地域ブランド化に取り組む主体とそれを支援する者とが情報交換等する場としての協議会の運営や地域団体商標等の制度を用いた知的財産の保護・活用について専門家による指導・助言等を実施した。

さらに、農林水産物・食品のブランド化推進の一環として、有識者等による地理的表示保護制度研究会において、我が国における地理的表示のあり方について検討した。

(4) 食文化の活用・創造支援

地元の食材を核とした伝統料理や新たな創作料理について、食材の生産者、地方行政、料理人、ホテル・旅館等の関係者が連携して、全国的なPRや観光客向けの情報発信を行うとともに、商標・意匠等の知的財産権の取得を目指す取組について7地区を支援し、農山漁村の活性化を図った。

(5) 種苗の安定供給体制の確立

優良な種苗について、知的財産の保護を図りつつ、その安定供給を図るため、稲・麦・大豆、野菜、林業用種苗等について、それぞれの特性に応じた取組を推進した。

2 知的財産の保護強化

(1) 植物新品種の保護強化

ア 審査の国際標準化・迅速化

植物新品種登録制度における審査基準を植物新品種保護国際同盟（UPOV）が定める審査基準に準拠して逐次改正（平成24年度は11種類）することにより審査基準の国際調和を図った。また、海外審査当局との審査データの相互利用の積極的推進や審査体制の充実を図った。これらの取組により、平成26年度に平均審査期間を2.3年に短縮する目標に対し、現在2.34年となった（平成21年度2.7年）。

イ 育成者権の侵害対策

育成者権侵害対策の強化のため、品種保護Gメン

を20人配置し、育成者権の保護・活用に関する相談対応及び情報収集を強化する体制を図るとともに、エリンギ・ブナシメジ等について開発されたDNA品種識別技術のマニュアル化及び妥当性の支援を行った。また、中国産「ひのみどり」の輸入が種苗法違反に当たる旨のリーフレットを作成・配布し、いぐさ・豊表輸入業者等に周知を図った。

ウ 東アジア植物品種保護フォーラム

我が国の育成品種を保護し、東アジア地域の植物品種保護制度の整備を進めるため、日本のイニシアチブにより設立した、ASEAN+日中韓の13カ国から成る、技術協力に関する情報交換等を行う「東アジア植物品種保護フォーラム」の第5回会合を平成24年5月にタイで開催した。

また、フォーラム参加国からの要望等を踏まえ、専門家の派遣や受入研修等の各国の制度運営能力向上や意識啓発に向けた様々な協力活動を実施した。

エ 植物品種保護に関する海外への働きかけ

東アジア植物品種保護フォーラム（平成24年5月）及び官民合同訪中代表团（ハイレベル：平成24年5月、実務レベル：平成25年1月）等の場において、中国政府に対し、UPOV91年条約の締結や保護対象植物の拡大、いぐさ品種「ひのみどり」を栽培・輸出しない等の働きかけを行った。

(2) 海外での商標権等侵害対策

我が国地名、品種名等の中国等での商標出願・登録について共同監視するため、平成21年度に設立された「農林水産知的財産保護コンソーシアム」において商標出願状況等の監視、地方相談会及び海外現地調査を行った。

3 普及啓発・人材育成

(1) 知的財産相談のワンストップ化

農山漁村の6次産業化支援のためのワンストップサービスの一環として、地方農政局等に設置した知的財産についての総合的な窓口において、相談対応を行った。

(2) 現場の農林漁業者・食品産業事業者の意識向上

知的財産保護に関する意識向上を図るため、本省・地方農政局において、弁理士等専門家によるセミナー等の情報提供を実施した。

また、普及指導員を対象とした研修において、知的財産に関する講義を実施した。

(3) 農林漁業者等による新事業創出の促進

農林水産業・農山漁村に由来する資源を活用した新事業の創出を促すため、農林漁業者等を中心に全国7

箇所等新事業創出に必要な基礎知識を学ぶための講座を実施した。

(予算額63百万円)

(4) 農林水産関係試験研究機関への普及啓発

研究段階から知的財産についての意識を高め、成果の活用を意識した研究開発を推進するため、研究者等を対象としたセミナー、技術移転業務実務者研修等を実施し、スキル向上を図った。

4 種 苗 対 策

(1) 新品種の保護

ア 種苗法の一部改正等

種苗法に基づく植物新品種保護制度（品種登録制度）は、農林水産植物の育種の振興を図るため、昭和53年に植物の新品種の保護に関する国際条約に対応して発足した制度である。平成10年には、バイオテクノロジーの進展や育成者権をめぐる国際的状況の変化に対応し、育成者の権利の拡大等の措置を講ずるため、種苗法の全部改正が行われている。

しかしながら、近年、我が国の登録品種が海外に持ち出され、その収穫物が輸入される事例が発生しており、育成者権への社会的な関心を集めている。こうした中で種苗法を改正し、育成者権の効力の対象を加工品にまで拡大し、また育成者権の存続期間を延長、育成者権侵害に対する罰則の強化を図る等の措置を講じてきている。

平成15年及び18年に関税定率法（関税法）が一部改正され、育成者権侵害物品が輸入禁制品、輸出禁制品に追加され、税関による水際取締りの対象とされた。

さらに、平成18年8月1日には種苗法施行規則を改正して農家の自家増殖に育成者権が及ぶ植物として58種類を追加して82種類に拡大し、育成者権の積極的な活用の基盤を整えてきたところである。

平成19年には、育成者権の適切な保護を図るため、①権利侵害に対する訴訟上の救済を円滑化するための規定の整備、②育成者権侵害罪の罰則の引上げ、③表示の適正化等の措置を講じる改正を行った。

イ 品種登録

昭和53年の品種登録制度の制定以降、出願・登録される品種数は増加傾向にあり、平成24年度の出願件数は1,162件、登録件数は812件であった。平成25年3月末の出願累計は28,278件、登録累計は22,555件に達している。作物分野別の出願・登録状況は、草花類、観賞樹がその約8割を占めている。

ウ 出願品種栽培試験の実施

出願品種の審査に当たって、栽培試験を行う必要があるものについては、(独)種苗管理センター等において栽培試験を行うこととしている。平成24年度は(独)種苗管理センターにおいて、食用作物7品種、工芸作物2品種、野菜62品種、特殊検定(野菜の内数)1品種1点、草花類493品種、観賞樹149品種、飼料作物9品種、特殊検定1品種1点の計723品種724点について栽培試験を実施したほか、(独)種苗管理センターが長野県ほか4県、(独)畜産草地研究所、(独)野菜茶業研究所に栽培試験を委託し、食用作物7品種、野菜5品種、草花類2品種、果樹1品種、飼料作物1品種2点計16品種17点について実施した。

エ 種類別審査基準案の作成

植物品種保護制度の実施にあたり、出願品種の区別性等を判断する基準として農林水産植物の種類ごとの審査基準を作成する必要がある。

このため、平成24年度は、宮崎県に対し観賞樹1、(独)森林総合研究所に対し観賞樹1、(独)医薬基盤研究所に対し工芸作物1、全国食用きのこ種菌協会に対しきのこ1の計4種類を委託した。

(2) 種苗の生産流通対策等

ア 種苗への表示検査等

(ア) 種苗業者の届出

種苗法に基づく指定種苗を取り扱う種苗業者の届出件数は、平成24年度では229件（新規145件、変更78件、廃止6件）であった。

(イ) 指定種苗等の検査

種苗の生産及び流通の適正化を推進するため、(独)種苗管理センターにおいて、平成24年度では種苗の表示に関する検査、集取試料の検査、依頼種子の検査を以下のとおり実施して、優良種苗の普及促進を図った。

a 指定種苗の検査について

種苗法に基づき表示検査15,852点、集取試料の検査3,020点、野菜種子の生産等基準に関する検査として品種純度検査178点、種子検査2,744点、病害検査195点、遺伝子組換え種子検査36点

b 種苗業者等からの依頼種子検査について

国際種子検査協会が定める国際種子検査規程に準拠し、種子検査と農作物種子検査報告書の発行785件、国際種子検査証明書発行342件

c 輸出用種子の検査について

EC向け輸出野菜種子の品種維持に係る公的

管理に関する要領に基づき、種子の事後検定39点

イ 種子の生産履歴に関する依頼証明等

東日本大震災に伴う輸出用種苗の風評被害に対応するため、(独)種苗管理センターにおいて、種子の生産履歴に関する証明書を、4カ国向けに112点発行した。また、種苗及びその栽培ほ場の土壌の放射性物質検査に係る証明書を37点発行した。

ウ 優良な原原種の生産及び配布

(独)種苗管理センターにおいて、ばれいしょ及びさとうきびの生産の基本となる優良な種苗の供給のもととなる無病化された原原種の生産及び配布(平成24年度配布実績:ばれいしょ1,390t、さとうきび153万本)を行った。

第5節 資源・環境対策の推進

1 バイオマス活用の推進

(1) バイオマス事業化戦略の決定

バイオマスの活用については、「バイオマス活用推進基本法」(平成21年法律第52号)の下、平成22年12月に閣議決定された「バイオマス活用推進基本計画」に基づき、関係省庁が連携して目標達成の取組を推進しているところである。

一方、平成23年3月の東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、地域資源を活用した自立・分散型エネルギー供給体制の強化が課題となっている。

このため、技術とバイオマスの選択と集中等によるバイオマスを活用した事業化を重点的に推進し、地域におけるグリーン産業の創出と自立・分散型エネルギー供給体制の強化を実現していくための指針「バイオマス事業化戦略」を平成24年9月に「バイオマス活用推進会議」において決定した。

(2) 国産バイオ燃料等の利用促進

国産バイオ燃料の生産拡大は、地球温暖化防止及び循環型社会の形成のみならず、農林水産物のエネルギー利用という新たな領域を開拓し、農山漁村の活性化にも貢献するものとして期待が寄せられている。

また、我が国では、「エネルギー基本計画」(平成22年6月閣議決定)における2020年にバイオ燃料の全国のガソリンの3%相当以上の導入、温室効果ガスの1990年比25%削減といった目標の達成や、東日本大震災・原発事故を受け、農山漁村に豊富に存在する地域資源を活用した自立・分散型エネルギー供給システム

の形成が課題となっている。

このような中で、バイオエタノールの生産については、これまでの実証を通じて、国産バイオ燃料の原料調達から製造・供給に至る技術・利用体系が構築される一方で、事業化に向けた課題(原料調達、温室効果ガス削減、製造コスト削減、販売)が明確化したところである。

このため、平成24年度から、新たな情勢変化の下、これまでの実証で明確となった事業化に向けた課題を克服し、地域における国産バイオ燃料の生産拠点を確立するための取組を行っている。

この取組は、北海道2地区と新潟県1地区の計3地区において実施しており、平成24年度は、事業化に向けた課題に対応しつつ、年間約2.4万kLのバイオエタノールを製造し、ETBE方式または直接混合方式でガソリンと混合したバイオエタノール混合ガソリンを販売している。

さらに、バイオ燃料の生産拡大による食料供給への影響を考慮し、国内に豊富に存在する稲わら等の未利用バイオマス活用のために、ソフトセルロース系原料の収集・運搬からバイオ燃料の製造・利用まで一貫した技術の確立を行う実証事業を3地区で実施している。

また、バイオ燃料の生産・利用拡大を推進する措置として、バイオエタノール混合ガソリンに係るバイオエタノール分のガソリン税の免税措置を講じている。

(3) 農林漁業バイオ燃料法

「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」(平成20年法律第45号)が平成20年10月に施行された。

本法は、バイオマスの生産者である農林漁業者等とバイオ燃料製造業者が連携した取組に関する計画、バイオマスの生産及びバイオ燃料の製造の高度化に向けた研究開発に関する計画を認定するものである。

本法の支援措置として、農林漁業者に対する農業改良資金等の償還期間の延長、バイオ燃料製造業者に対する中小企業投資育成株式会社法の特例、研究開発を行う者に対するバイオ燃料向けの新品種に係る種苗法の出願料・登録料の軽減措置等が講じられている。

さらに、認定計画に従って新設されたバイオ燃料製造設備に係る固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減する税制の特例措置も講じられている。

本法に基づく認定計画は、平成25年3月末時点で14件となり、バイオ燃料生産拡大に貢献している。

(4) 地域のバイオマス活用（バイオマス活用推進計画）

平成21年9月に施行されたバイオマス活用推進基本法に基づき都道府県及び市町村は、それぞれ都道府県バイオマス活用推進計画、市町村バイオマス活用推進計画を策定することとされ、2020年に600市町村の策定と全ての都道府県においてバイオマス活用推進計画を策定することを目標としており、平成24年9月に地域の実情に応じたバイオマス賦存量の算定方法、バイオマス利活用の取組効果の把握・評価方法を盛り込んだ「都道府県・市町村バイオマス活用推進計画作成の手引き」を策定した。

また、東アジア地域におけるバイオマスタウン構想普及支援では、タイ、ベトナム、インドネシア、マレーシアにおける取組をもとに、バイオマスタウン構想促進ガイドブックを作成した。

2 緑と水の環境技術革命総合戦略

(1) 緑と水の環境技術革命の概要

農山漁村は、人口の減少や高齢化の進行、兼業機会の減少等、厳しい状況にあり、その活性化を図ることが不可欠である。

農山漁村の活性化を図るためには、1次産業である農林漁業と、2次産業、3次産業との融合を図り、農山漁村に由来する農林水産物や、バイオマス、太陽光・水力・風力等の再生可能エネルギー等の地域資源を最大限活用することにより地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農山漁村の6次産業化を推進することが不可欠である。

「緑と水の環境技術革命」は、素材・エネルギー・医薬品等の分野で先端技術を活用して、農林水産業・農山漁村に関連する資源を活用した産業を新たな成長産業とすることを旨とするものであり、平成32年度までに6次産業化の市場規模を10兆円とする目標の実現に向けて大きく貢献するものである。

(2) 緑と水の環境技術革命の推進施策

「緑と水の環境技術革命」の推進によって、新たな付加価値を農山漁村地域内で創出し、雇用と所得を確保するとともに、若者や子どもも農山漁村に定住できる地域社会を構築するため、関連施策を実施した。

ア 緑と水の環境技術革命総合戦略策定事業

「緑と水の環境技術革命」の推進に当たり、農林漁業者と異業種の事業者との連携により、市場ニーズに促した新商品や新たなサービスを創出することを基本とする新たな総合戦略の検討を行うための委託事業を実施した。

(予算額400万円)

イ 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業

「緑と水の環境技術革命総合戦略」に位置付けられる重点分野や新技術等、農山漁村の資源を活用した新たな事業の創出につながる可能性のある技術について、採算性や実用化に向けた技術課題の検討等の事業化可能性調査や、事業化が見込まれる新技術について、試行・試作のための実証機器の整備及び実用化に向けた技術実証等を支援した。

(予算額1,383百万円)

3 農山漁村における再生可能エネルギーの促進導入

農山漁村に豊富に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進することは、地域の活性化につながる取組として重要である。このため、以下の支援を行った。

ア 農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業

(予算額532百万円)

(復旧・復興対策分 予算額237百万円)

農山漁村における再生可能エネルギーの具体的な導入可能性の明確化と農林漁業者等の参画を得た活用モデルの構築への支援を行った。

イ 地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業

(補正予算)

(予算額1,000百万円)

農林漁業者等が参画し、農山漁村の資源を活用して行う再生可能エネルギー発電事業で得られた収入を地域の農林漁業の発展に活用するモデル的な取組の構築への支援を行った。

第6節 食品産業等農林関係企業対策

1 中小企業

(1) 中小企業の組織制度

ア 中小企業等協同組合

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び事業協同組合連合会で農林水産省が直接所管するものは、平成25年3月末現在で総数1,551組合（うち連合会は57）となっている。

イ 商工組合等

中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく商工組合及び商工組合連合会で農林水産省が直接所管するものは、平成25年3月末現在で38組合（うち連合会は9組合）、協業組合で農林水産省が直接所管するものは2組合となっている。

(2) 中小企業の新事業活動の促進支援

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）に基づき、中小企業の新たな事業活動を促進するため、①創業、②経営革新、③新連携の取組を支援するほか、④これらの新たな事業活動の促進に資する事業環境の整備を図るとともに、金融・税制等の特別措置を講じた。

(3) 中小企業金融対策

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第4項に規定するセーフティネット保証（第5号：業況の悪化している業種）については、平成23年度上半期は、東日本大震災による被害の影響を踏まえ、対象業種を原則全業種である82業種にして運用された。また、平成23年度下半期においても、東日本大震災や円高の影響を踏まえ、引き続き82業種にして運用された。

(4) 特定農産加工業対策

特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第65号）に基づき、特定農産加工業種として、かんきつ果汁製造業、非かんきつ果汁製造業、パイナップル缶詰製造業、こんにゃく粉製造業、トマト加工品製造業、甘しょでん粉製造業、馬鈴しょでん粉製造業、米加工品製造業、麦加工品製造業、乳製品製造業、牛肉調製品製造業及び豚肉調製品製造業の12業種を、関連業種として果実加工食品製造業、こんにゃく製品製造業、甘しょ加工食品製造業、馬鈴しょ加工食品製造業、米菓製造業、みそ製造業、しょうゆ製造業、めん製造業、パン製造業、ビスケット製造業、冷凍冷蔵食品製造業及び食肉調製品製造業の12業種を指定し、これらの者が輸入自由化等の著しい変化に対処して経営改善措置等を行うのに必要な長期・低利の融資措置及び税制措置を引き続き実施した。

(5) 事業再構築の円滑化

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）に基づき、大臣の認定を受けた事業者等が内外の経済的環境の多様かつ構造的な変化に対処して実施する事業再構築を円滑化するのに必要な資金の借入に関する債務保証及び税制措置を引き続き実施した。

(6) 農商工連携

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）に基づき、農林漁業者と中小企業者が連携し、相互のノウハウ、技術等を活用して行う新商品の開発、販路開拓等の取組に必要な長期・低利の融資措置及び税制措置を引き続き実施した。

2 一般企業

(1) 対内直接投資

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づく対内直接投資等については、原則自由化されているが、我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすおそれのある対内直接投資等（我が国固有の事情により、OECDに通報した上で自由化を留保している業種（農林水産省所管では、「農林水産業」がある。))においては、事前届出を義務付けている。

農林水産省が所管するもので事前届出が行われたものは、平成24年度141件となっている。

3 食品産業

(1) 食品産業における環境対策の総合的推進

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（平成12年法律第116号）に基づき、食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の状況について、食品廃棄物等多量発生事業者が定期報告の提出が義務づけられていることから、その普及啓発を図るとともに、平成22年度実績の取りまとめ結果について公表を行った。

また、食品関連事業者に対して、食品廃棄物等の発生抑制や再生利用等の実施状況について点検指導を実施したほか、食品関連事業者、再生利用事業者及び農業者による再生利用事業計画（食品リサイクル・ループ）について、13件の認定を行った。

さらに、食品廃棄物等の発生抑制のための具体的方策の検討、フードバンク活動の実施及び食品リサイクル・ループの構築のための検討、食品関連事業者による食品廃棄物の飼料化設備の導入、食品製造、食品流通、食品販売分野の事業者が連携し、食品ロス削減のための商慣習見直しに向けた検討等を支援した。

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号）関係については、法における再商品化業務対象事業者について、法の内容の普及・啓発のための点検指導を行った。併せて、容器包装多量利用事業者に対する23年度実績の定期報告に関する指導を行った。また、法制度の公平性・平等性を確保するため、容器包装廃棄物の再商品化業務

の未履行者（いわゆる「ただ乗り事業者」）対策として、「報告徴収」及び「指導・助言」を実施した。

地球温暖化対策については、京都議定書における温室効果ガスの基準年比6%削減の約束達成に資するため、食品産業における自主行動計画の策定を推進するとともに、平成23年度の各団体の目標に対する達成状況等の点検を食料・農業・農村政策審議会企画部会地球環境小委員会、林政審議会施策部会地球環境小委員会、水産政策審議会企画部会地球環境小委員会の合同会議で行った。また、食品関連事業者によるCO2排出削減対策に関するセミナー等を開催した。

(2) 食品製造過程管理高度化対策

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）に基づき、HACCPを導入し製造過程の管理の高度化を促進する事業者に対して金融・税制上の特例措置を講じた。

これまでに高度化計画を認定する機関として、以下の22機関を指定認定機関に指定するとともに高度化基準を認定した。平成24年度においては、12事業者がこれら指定認定機関から高度化計画の認定を受け、HACCPを導入するための施設整備に取り組んだ。

- (一社) 日本食肉加工協会（食肉製品）
- (公社) 日本缶詰協会（容器包装詰常温流通食品）
- (公社) 日本炊飯協会（炊飯製品）
- (一社) 大日本水産会（水産加工品）
- (公財) 日本乳業技術協会（乳及び乳製品）
- 全国味噌工業協同組合連合会（味噌）
- 全国醤油工業協同組合連合会（醤油製品）
- (一社) 日本冷凍食品協会（冷凍食品）
- (公社) 日本給食サービス協会（集団給食用食品）
- (一社) 日本惣菜協会（惣菜）
- (一社) 日本弁当サービス協会（弁当）
- (公財) 日本食品油脂検査協会（食用加工油脂）
- (一財) 日本食品分析センター（ドレッシング類）
- (一社) 全国清涼飲料工業会（清涼飲料水）
- (一財) 全国調味料・野菜飲料検査協会（食酢製品）
- (一社) 日本ソース工業会（ウスターソース類）
- 全国菓子工業組合連合会（菓子製品）
- 全国乾麺協同組合連合会（乾めん類）
- (一社) 日本パン工業会（パン）
- 全日本漬物協同組合連合会（農産物漬物）
- 全国製麺協同組合連合会（生めん類）
- (公社) 日本べんとう振興協会（大量調理型主食の調理食品）

また、中小食品製造業に重点を置いたHACCPの導入促進を図るため、HACCP導入セミナーや現場責任

者・指導者養成のための実践的な研修、低コストでHACCPを導入する手法の普及、製造現場での専門家の助言・指導の実施、HACCPの認知度向上のための消費者団体と連携した普及啓発等を推進する食品の品質管理体制強化対策事業を実施した。

(3) 食品企業信頼確保対策

食品業界では、食品の偽装表示等消費者の信頼を揺るがす不祥事が相次いで起こっており、消費者の生命・健康に直接関わる食品を取り扱う企業として許されるものではない。

このため、食品業界のコンプライアンス徹底を図る観点から、平成20年3月策定した、食品業界が取り組むべきための「道しるべ」である「『食品業界の信頼性向上自主行動計画』の手引き～5つの基本原則」を周知するとともに、コンプライアンスやマネジメント体制の構築に関する「食品事業者向けマネジメント体制構築研修会」の開催（45回）や食品事業者団体等からの要請による講師派遣（12回）等の食品の品質管理体制強化対策事業を実施した。

また、フードチェーン全体での消費者の「食」への信頼確保を目的として、平成20年6月に食品関連事業者等の参加により立ち上がったフード・コミュニケーション・プロジェクト（FCP）の活動を推進した。

平成24年度は、「FCP品質監査研究会」における「事例で学ぶ工場監査」の作成、地域における研修会等の活動を実施した。

FCP情報共有ネットワークには平成25年3月末現在で1,454社・団体が参画している。

(4) 東アジア食品産業海外展開支援

我が国食品産業の事業基盤・国際競争力強化を目的とし、東アジア各国への投資促進を図るため、各国の投資規制・食品関連規制等の情報収集、提供を行うとともに海外連絡協議会を開催し、現地進出企業の抱える課題解決の検討等、円滑なビジネス展開のための支援を実施した。

第7節 食品・外食産業行政

1 食品製造業

(1) 調味料

ア みそ

平成24年のみその生産量は、44万2千tであり、前年に比べ3.1%減となった。

また、平成24年のみその輸出量は、1万tであり、前年に比べ4.0%減となった。金額は、21億円であ

り、前年に比べ2.9%減となった。主な輸出先は、米国、韓国、台湾等であった。

イ ショウゆ

平成24年のしょうゆの生産量は、80万7千klであり、前年に比べ2.3%減となった。

また、平成24年のしょうゆの輸出量は、1万7千klであり、前年に比べ4.5%増となった。金額は、37億円であり、前年に比べ0.5%増となった。主な輸出先は、米国、香港、韓国等であった。

ウ 食酢

平成24年度の食酢類の生産量は39万4千klであり、前年度に比べ2.3%減となった。このうち醸造酢は39万3千klで全体の99.7%を占めている。

なお、総務省家計調査によると、食酢類の1世帯当たりの年間購入数量（全国）は、24年は2.4kl（前年比7.2%減）となっている。

エ ウスターソース類

平成23年のウスターソース類（ウスター・中濃・濃厚ソース）の出荷実績は、14万klで、前年に比べ1.3%減となった。

なお、総務省家計調査によると、ウスターソース類の1世帯当たりの年間購入数量（全国）は、24年は1.6kl（前年比7.8%減）となっている。

オ ドレッシング類（ドレッシング、マヨネーズ）

平成24年のドレッシング類の生産量は、40万tで前年に比べ3.1%増となった。このうちマヨネーズは、20万9千t（前年比0.8%増）となっている。

なお、総務省家計調査によると、マヨネーズ・ドレッシングの1世帯当たりの年間購入数量（全国）は、24年は4.7kg（前年比2.4%増）となっている。

カ カレー及びからし粉

平成24年度のカレー粉・カレールウの生産量は、11万tで前年度に比べ4.8%減となった。このうちカレー粉は8千t、カレールウは9万9千tであった。また、レトルトカレーの24年度の生産量は14万5千tであり、前年度に比べ3.4%減となった。なお、総務省家計調査によると、カレールウの1世帯当たりの年間購入数量（全国）は、24年は1.7kg（前年比5.3%減）となっている。

また、24年度のからし粉の生産量は、1万2千tで前年度に比べ1.2%増となっている。

キ グルタミン酸ソーダ

平成24年のグルタミン酸ソーダの生産量は、3万3千tで前年に比べ3.3%減となった。

なお、財務省貿易統計によると、24年の輸出量は36t（前年比24.7%増）、輸入量は、9万9千t（前年

比1.9%増）となっている。

(2) 清涼飲料

ア 需要動向

平成24年における清涼飲料の生産動向について、各種飲料の総生産量は前年比103.6%の19,766千klと前年を上回り、販売総金額についても同101%の3兆6,348億円と上回った。

平成24年は、猛暑と9月の激しい残暑により、昨年に引き続き生産量が拡大し、過去最高を記録した。品目別には、炭酸入り果汁飲料や果汁系ニアウォーターが大きく伸長した。

イ 食品容器環境美化対策

空かん等飲料容器の散乱が社会問題になったため昭和48年から民間団体を指導して、空かんの投げ棄て防止等消費者モラルの向上を図ってきたところであるが、更に一層の推進を図るため、昭和57年4月、社団法人食品容器環境美化協会を設立し、この団体を通じ、一般消費者への普及啓発を図るとともに飲料容器の散乱防止方策の推進を行っている。

表1 主な清涼飲料の年次別生産量の推移

	(単位：千キロリットル)			
	22年	23年	24年	24/23
緑茶飲料	2,239	2,228	2,310	103.7%
炭酸飲料	3,450	3,559	3,461	97.2%
果実飲料等	1,527	1,625	1,901	117.0%
ミネラルウォーター類	2,099	2,583	2,788	108.0%

(3) コーヒー

ア 需給動向

我が国のコーヒー供給の大半を占めるコーヒー生豆の輸入先国は40カ国以上に及んでおり、その主要国は、ブラジル、コロンビア、インドネシアである。

平成24年の輸入量は、前年比91.2%の37万9,982tとなった。このうち、約8割がレギュラーコーヒー向け、約2割がインスタントコーヒー向けと推計される。

24年におけるインスタントコーヒーの生産量は36,134tと前年比99.8%となった。

表2 コーヒー供給量（輸入量）の推移

	(単位：t)			
	22年	23年	24年	24/23
生豆	410,530	416,805	379,982	91.2%

いったコーヒー	6,311	6,303	7,396	117.3%
インスタント コーヒー	7,445	8,274	10,341	125.0%
コーヒーエキス	7,843	7,613	6,699	88.0%

(4) 菓 子 類

ア 需給動向

平成24年における菓子需要は、東日本大震災による一時的な需要増の反動、夏場の猛暑及び秋口の残暑による落ち込みがあり、全体としては前年をわずかに下回る結果となった。菓子類の国内生産量は、スナック菓子（前年比0.3%増）、和菓子（同0.2%増）等がわずかに増加している一方で、チューインガム（前年比7.6%減）、油菓子（同3.7%減）、飴菓子（同2.9%減）などが減少し、全体としては189万7,541tと、前年比1.1%の減少となった。

また、生産額についても2兆3,401億円と、前年比0.7%減少となった。

一方、24年における菓子類の輸入量は、8万8,244t（前年比8.8%増）となり、輸入額は約487億円（同13.3%増）となった。品目別では、チョコレート菓子、ビスケット類、キャンデー類の3品目で菓子類の輸入額の約5割を占めている。

また、24年における菓子類の輸出量は、1万2,727t（前年比4.4%増）となり、輸出額は約132億円（同5.7%増）となった。

イ 菓子製造業に対する施策

中小零細企業の多い菓子製造業に対する施策としては、中小企業施策のほか、製造小売業については生鮮食料品等小売業近代化資金貸付制度の対象業種に指定（43年度以降）されている。

(5) め ん 類

（生めん類、乾めん類、即席めん類、マカロニ・スパゲッティ類）

平成24年のめん類の生産量は126万3千t（小麦粉換算）で、前年より約1万3千t減で前年比1.0%減となっている。

種類別にみると、生めん類は54万2千tで前年比1.1%減、乾めん類は20万4千tで前年比2.4%減、即席めん類は36万3千tで前年比0.6%増、マカロニ・スパゲッティ類は15万3千tで前年比3.2%減である。

また、平成24年のめん類の輸出量は1万7千3百tで前年並、金額は54億6千7百万円で前年比4.0%増となっている。これを種類別にみると、乾めん類は1万8百tで金額28億3千1百万円、即席めん類は5千

9百tで金額25億3千万円、マカロニ・スパゲッティ類は6百tで金額1億6百万円である。

一方、輸入量は15万3千tで前年比4.1%増、金額は187億6千8百万円で前年並となっている。これを種類別にみると、乾めん類は2百tで前年比33.3%減、即席めん類は1万7百tで前年比12.3%減、マカロニ・スパゲッティ類は14万2千3百tで前年比14.3%増である。

(6) パ ン 類

平成24年のパン類の生産量は121万9千t（小麦粉換算）で前年比0.3%増となっている。

これを種類別にみると、食パンは58万tで前年比0.05%増、菓子パンは39万2千tで前年比0.1%増、その他パンは22万1千tで前年比2.7%増、学給パンは2万6千tで前年比8.6%減である。

また、平成24年のパン類の輸入量は1万tで前年比28.7%増、金額は29億円で前年比34.6%増となっており、主要輸入先はフランス、米国、中国等であった。

(7) あ ん 類

平成23年のあん類の推定生産量は、21万1千tであり、前年に比べ0.5%減となった。

(8) 豆 類 加 工 品

ア 豆腐・油揚げ

平成24年の豆腐・油揚げの推定大豆使用量は、46万t、豆腐・油揚げの生産量に換算すると132万8千tであり、前年に比べ3.2%減となった。

イ 納豆

平成24年の納豆の推定大豆使用量は、12万3千t、納豆の生産量に換算すると22万1千tであり、前年に比べ2.3%増となった。

ウ 凍豆腐

平成24年の凍豆腐の推定大豆使用量は、2万2千t、凍豆腐の生産量に換算すると1万tとなり、前年に比べ9.1%減となった。

エ 植物性たん白

平成24年の植物性たん白の国内生産量は、4万4千tであり、前年に比べ1.7%減となった。また、原料別の生産比率は、大豆系82%、小麦系18%であった。

オ 豆乳

平成24年の豆乳の大豆使用量は、4万t、豆乳の生産量は、25万6千klであり、前年に比べ16.5%増となった。

(9) 油 脂

ア 世界の油脂事情

平成23/24年度の世界の油糧種子の生産状況につ

いては、大豆の生産量は、最大の生産国である米国をはじめ、アルゼンチン、ブラジルで減少したことから、全体として前年に比べ減少した。

一方、ナタネの生産量は、最大の生産国であるEUで減少したものの、カナダ、豪州等で増加したことから、全体として前年に比べ増加した。

我が国では大豆油とナタネ油の生産量が平成23年で可食油生産量の87%を占め、その原料の大豆とナタネは輸入に依存している。

その主な輸入先国は、大豆では米国、ブラジル、ナタネではカナダ、豪州となっている。

イ 国内の油脂事情

(ア) 全体需給動向

食料需給表（平成23年度）によれば、我が国国民1人・1日当たりの供給熱量は2,437.6Kcalで、そのうち油脂類は341.3Kcal（14.0%）を占めている。

また、油脂の総需要は微減傾向となっている。

なお、23年の油脂生産のうち動物油脂と植物油の生産比率は16%対84%程度となっている。

(イ) 用途別需要等

食用（単体用、マーガリン・ショートニング用、マヨネーズ用等）は239万tで前年比0.3%増となった。

このうち、植物油国内消費（工場出荷ベース）については、業務用で前年比1.8%増、家庭用で同0.1%増に対して、加工用は同0.7%減であった。

非食用（工業用等）は、53万6千tと前年比4.1%減となった。

輸出については、1万2千tと前年を下回った。これらのことから、油脂の総需要は294万tとなり、前年に比べ2万t減となった。

また、食用加工油脂の生産量は、66万tと前年を僅かに上回った。

表3 食用加工油脂の生産（平成23年）

	（単位：千t）	
	生産量	対前年比（%）
マーガリン	151	98.3
ファットスプレッド	80	105.0
ショートニング	205	100.3
精製ラード	30	102.4
食用精製加工油脂	35	121.1
その他加工油脂	163	96.7
計	665	100.5

ウ 油脂の供給動向

一方、油脂の供給は294万tと前年を上回った。国産原料から生産される主要油脂は、豚脂、牛脂、魚油、こめ油等に限られ、大部分が輸入原料に依存している。国内で生産される主要な油脂としては、ナタネ油、大豆油で国内で生産される油脂全体の73.4%を占めており、ナタネ油の生産量は103万t、大豆油は40万tとなっている。

表4 油脂の供給

（原油ベース・単位：千t）

項目	21年	22年	23年
植物油	2,445	2,528	2,541
動物油	406	407	397
計	2,851	2,934	2,937
前年比（%）	94.1	102.9	100.1
うち輸入	2,457	2,549	2,557
（うち輸入油脂）	(918)	(952)	(990)
うち国産原料	394	386	380

(10) 新食品

新食品とは、一般加工食品のうち、新たな技術又は、新しい食品素材（食品新素材）を用いて製造又は加工され高付加価値化された飲食料品をいう。食品新素材とは、食品の物性をはじめとした品質を改善する機能や体調を調節する機能を有する、新しい食品素材（糖アルコール、オリゴ糖、食物繊維、ポリフェノール等）をいう。

近年、食品新素材や新技術を活用した新食品が、消費者の健康志向と相まって、食品産業の一分野として定着している。

2 外食産業

(1) 外食産業の産業規模

国内の外食産業の規模は20.9兆円と推計（平成21年度農業・食料関連産業の経済計算）され、国民に食料を供給する役割を果たしている。また、事業所数は654千か所（平成24年経済センサス）、従業員数は321万人（平成24年労働力調査）であり、国内の産業及び雇用において貢献している。

(2) 対策及び支援の内容

ア 国産食材の利用推進

外食事業者の国産食材の利用・調達に関するニーズの生産地等への情報提供と外食産業と農業等が連携している優良事例の調査・分析に対し支援した。また、外食産業における国産食材の利用を推進するための農業者等との交流会等の開催に対し支援し

た。

イ 海外日本食レストランを通じた日本食材の輸出促進

海外日本食レストランにおける日本食の普及を通じた日本食・日本食材の輸出促進を目指し、21か所（台北、上海、バンコク、ロンドン、アムステルダム、ロサンゼルス、モスクワ、スイス、ニューヨーク、シンガポール、ソウル、ローマ・ミラノ、パリ、香港、シドニー、トロント、サンフランシスコ、北京、デュッセルドルフ、ホーチミン、ジャカルタ）の日本食レストラン関係者のネットワークを活用して、日本の食材についての情報交換等を行った。

第8節 食品流通対策

1 概要

卸売市場法（昭和46年法律第35号）に基づいて策定された卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画に即して、卸売市場の機能強化に向けた取組を行った。

消費者ニーズの多様化・高度化、流通コストの上昇等食品流通を取り巻く経済情勢の著しい変化に対処して、食品の流通部門の各段階を通じた構造改善を図るため、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）に基づき、平成19年4月に策定された食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針（第4次）に即して、各種の構造改善対策を行った。

2 中央卸売市場

(1) 概況

ア 中央卸売市場は、生鮮食料品等の重要な流通拠点として、農林水産大臣の認可を受けて開設されるものである。中央卸売市場については、昭和46年度から卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画（第1次：46～55年度、第2次：51～60年度、第3次：56～平成2年度、第4次：61～平成7年度、第5次：3～12年度、第6次：8～17年度、第7次：13～22年度、第8次：16（方針）・17（計画）～22年度、第9次：22（方針）・23（計画）～27年度）に基づいて整備統合が進められており、平成24年度末には44都市72市場（青果・水産市場27市場、青果・水産・花き市場12市場、青果・花き市場6市場、青果市場12市場、水産市場4市場、食肉市場10市場、花き市場1市場）となっている。

イ 卸売業者

中央卸売市場における卸売業務については、取扱品目の部類ごとに農林水産大臣の許可を要するが、この許可を受け卸売業務を行っている卸売業者は、平成24年度末で青果部79、水産物部69、食肉部10、花き部24、その他9で計191である。

また、中央卸売市場の平成23年度の取扱金額は青果1兆9,132億円（前年比96%）、水産物1兆6,758億円（同95%）、食肉1,989億円（同90%）、花き1,337億円（同99%）、その他260億円（同96%）となっている。

(2) 卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画

ア 卸売市場整備基本方針

卸売市場整備基本方針は、卸売市場法に基づき、おおむね5年ごとに農林水産大臣が定めているものであり、卸売市場が最近の情勢に的確に対応し、その機能を十全に発揮していく観点から見直し、平成22年10月に平成27年度を目標年度とする第9次卸売市場整備基本方針を策定・公表した。

第9次卸売市場整備基本方針においては、今後の卸売市場について、

- a コールドチェーンシステムの確立をはじめとした生産者及び実需者のニーズへの的確な対応
- b 公正かつ効率的な取引の確保
- c 食の安全や環境問題等の社会的要請への適切な対応
- d 卸売市場間の機能・役割分担の明確化による効率的な流通の確保
- e 卸売業者及び仲卸業者の経営体質の強化
- f 経営戦略的な視点を持った市場運営の確保を基本とし、整備及びその運営を行うこととしている。

イ 中央卸売市場整備計画

中央卸売市場整備計画は、卸売市場法に基づき、おおむね5年ごとに農林水産大臣が定めているものである。

第9次卸売市場整備基本方針の策定を受け、平成23年3月に平成27年度を目標年度とする第9次中央卸売市場整備計画を策定・公表した。

第9次中央卸売市場整備計画においては、開設者から提出された市場ごとの施設整備の計画等を踏まえ、市場再編、施設改善、中央拠点市場に係る名称等について記載している。

(3) 中央卸売市場の施設整備

生鮮食料品流通の改善合理化のための中央卸売市場の施設整備については、中央卸売市場整備計画に即し

て計画的に実施する施設の改良、造成、又は取得に対して助成を行っている。

ア 交付率

定額（4/10、1/3）

イ 交付対象施設

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設、附帯施設、共同集出荷施設

平成24年度に交付金を活用して整備した中央卸売市場は、8都道県10市場であり、交付金額は209億8,386万4,500円の内数である。

このほか、卸売業者、仲卸業者等が行う施設整備に対しては、(株)日本政策金融公庫の食品流通改善資金による融資が行われている。

3 地方卸売市場

(1) 概況

地方卸売市場は地方都市における地域の流通拠点として、また、大都市地域にあっては中央卸売市場の補完的機能を果たすなど、中央卸売市場と一体となって生鮮食料品流通のネットワークを形成している。

中央卸売市場以外の卸売市場であって、卸売場面積が卸売市場法施行令で定める規模（青果市場330m²、水産市場200m²（産地市場は330m²）、食肉市場150m²、花き市場200m²）以上の卸売市場の開設に当たっては、地方卸売市場として都道府県知事の許可を要する。

平成23年4月1日現在で、総合市場157、青果市場404、水産市場467（うち産地市場329）、食肉市場23、花き市場108の計1,159市場が許可されている。

(2) 地方卸売市場の施設整備

地方卸売市場の施設整備は卸売市場整備基本方針等に即して都道府県が策定する都道府県卸売市場整備計画に基づいて行われている。

国は地域拠点市場となっている公設（第3セクター及び事業協同組合等を含む）市場に対して、中央卸売市場の場合とほぼ同様の体系により助成を行っている。

ア 交付率

統合を行う市場 1/3

連携した集荷・販売活動を行う市場 1/3

イ 交付対象施設

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、情報処理施設、加工処理

高度化施設、附帯施設

平成24年度に交付金を活用して整備した地方卸売市場は、3県3市場であり、交付金額は209億8,386万4,500円の内数である。

このほか、卸売市場の開設者（地方公共団体以外のもの）、卸売業者、仲卸業者等が行う施設整備に対しては、(株)日本政策金融公庫の食品流通改善資金による融資が行われている。

(3) 卸売市場の機能強化

ア 中央卸売市場戦略的経営展望策定支援事業

生産・実需者ニーズや地域の実情にあった機能強化を図ることを目的として、市場毎に開設者・関係業者等が一体となり、卸売市場を一つの経営体として、将来を見据えた経営戦略的な視点から見た経営展望の策定を支援した。

（補助率：1/2以内）

（予算額：2,915万円）

イ 一貫したコールドチェーン体制の整備に関する調査事業

前年度に実施した「一貫したコールドチェーン体制の整備事業」において導入した低温管理施設の導入効果を検証するための調査を行った。

（補助率：定額）

（予算額：699万円）

ウ 一貫したコールドチェーン体制の整備事業

中央卸売市場及び地方卸売市場の卸売業者が低温保管倉庫、簡易式低温売場について、新たにリース方式で導入する場合にリース料総額の一部を支援した。

（補助率：1/2以内）

（予算額2,402万円）

(4) 東日本大震災における卸売市場の災害復旧

東日本大震災により甚大な被害を受けた卸売市場施設の復旧等のため、消費地市場を対象とした卸売市場施設災害復旧事業が平成23年度に創設され、平成24年度には中央卸売市場3市場、地方卸売市場1市場において事業が実施された。

4 食品流通の構造改善対策

(1) 構造改善計画の認定

食品流通の構造改善事業を実施しようとする者は、構造改善計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。

24年度における構造改善計画の認定（変更認定除く）は、食品生産製造提携事業9件、食品生産販売提携事業13件、卸売市場機能高度化事業3件であった。

(2) 構造改善計画に対する支援措置

農林水産大臣の認定を受けた計画に基づき構造改善事業等を実施する者に対して、(株)日本政策金融公庫(農林水産事業)からの融資や税制上の特例措置等の助成策を講じている。

24年度において講じた融資等の支援措置は、(株)日本政策金融公庫(農林水産事業)から食品生産製造提携事業116億500万円、食品生産販売提携事業43億4,000万円の融資を行うとともに、(財)食品流通構造改善促進機構から1億1,484万円の機器等の導入資金助成の支援を行った。

5 商業の近代化

(1) 食品流通改善資金

生産から消費に至る食品流通の構造改善を図るための総合的な施策の一環として、食品流通構造改善促進法に基づき農林水産大臣の認定を受けた構造改善事業(食品生産販売提携事業等)に必要な設備資金等に対し、(株)日本政策金融公庫(農林水産事業)から長期低利の融資を行った。

(2) 生鮮食料品等小売業近代化貸付制度

国民の日常生活に密接な関係を有する生鮮食料品等小売業を対象として、その近代化、合理化に必要な設備資金等に対し、(株)日本政策金融公庫(国民生活事業)から低利融資を行った。

6 商品取引

(1) 商品取引所の概況

平成24年度における商品取引所の先物取引の出来高についてみると、農林水産省所管物資(農産物、砂糖、水産物及び農産物・飼料指数)の出来高は表のとおり171万枚で、前年度に比べ15.3%の減少。また、売買約定金額は前年度に比べて10.8%減少し約1兆7,173億円となった。この結果、経済産業省所管物資も含めた総出来高に占める農林水産省所管物資の割合は6.1%となった。

農林水産省所管物資では、大豆、小豆、とうもろこし、コーヒー生豆、粗糖、米穀、冷凍えび、国際穀物等指数、コーヒー指数が取引された。

なお、東京穀物商品取引所の解散((2)参照)に伴い、コーヒー生豆については、平成25年2月8日をもって取引が終了した。

表5 24年度出来高及び約定金額

取引所	出来高 (千枚)	約定金額 (億円)
東京穀物商品取引所 (東京商品取引所)	1,504	15,234
関西商品取引所 (大阪堂島商品取引所)	209	1,939
合計(農林水産省所管)	1,713	17,173
合計(経産省所管物資 も含む)	28,113	846,937

注：東京穀物商品取引所・関西商品取引所は、(2)のとおり、平成25年2月12日に市場移管・名称変更。

(2) 商品取引所の再編

東京穀物商品取引所は、昭和27年に設立され、昭和30年代からは、小豆、昭和50年代からは大豆、平成に入ってから、大豆、とうもろこしの取引を中心的に行うなど、国内の商品取引所の中核となるとともに、世界の農産物市場における中心的な役割を果たしてきた。しかし、総合取引所構想の進展や取引量の減少等を受けて、市場機能を後世に引き継ぐため、平成25年2月12日に、大豆、とうもろこし、粗糖を東京商品取引所(同日に東京工業品取引所より名称変更)に、米穀を大阪堂島商品取引所(同日に、関西商品取引所より名称変更)に移管、同年3月19日に解散した。

(3) 総合取引所創設に向けた検討

証券・金融と商品を一体として取り扱う総合的な取引所の創設については、制度的な条件を整備するため、規制監督の窓口の一元化等を内容とする「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第86号)が平成24年9月6日に成立した。

(4) 商品取引所の定款の変更認可等

商品先物取引法(昭和25年法律第239号)に基づき、平成24年度中に商品取引所に対して行った主な変更の認可は以下のとおり。

- i 定款の変更
 - ・取引所の名称変更(24.12.14関西)
 - ・取引所の名称変更(25.1.18東工取)
- ii 業務規程の変更
 - ・建玉及び注文の処理の移管に関する諸規定の整備(24.6.4東穀、関西)
 - ・損失限定取引の導入に関する諸規定の整備(24.8.31関西)
 - ・東京穀物商品取引所の市場移管に伴う諸規定の整備(24.11.29関西)
 - ・農産物・砂糖市場の開設に関する諸規定の整備

(25.1.18東商取)

iii 受託契約等準則の変更

- ・ 建玉及び注文の処理の移管に関する諸規定の整備
(24.6.4東穀、関西)
- ・ 損失限定取引の導入に関する規定の整備 (24.8.31
関西)
- ・ 商品先物取引法施行規則第102条の改正に伴う諸
規定の整備 (24.11.29東穀、関西)
- ・ 農産物・砂糖市場の開設に関する諸規定の整備
(25.1.18東商取)

(5) 商品先物取引業者

商品先物取引法に基づく許可を受けた商品先物取引業者は平成25年3月末日現在で56社であり、前年同時期に比べ3社減少した。

なお、平成24年度中の新規許可は3社であり、廃業は6社であった。

(6) 商品先物取引仲介業者

商品先物取引法に基づく登録を受けた商品先物取引仲介業者は平成25年3月末日現在で5社であり、前年同時期に比べ1社増加した。

なお、平成24年度中の新規登録は2社、廃業は1社であった。

(7) 商品投資顧問業

商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成3年法律第66号）に基づく許可を受けた商品投資顧問業者は平成25年3月末日現在で4社であり、前年同時期に比べ4社減少した。

なお、平成24年度中の新規許可はなく、廃業は4社であった。

(8) 情報交換取極め（TOR）の締結

国境を越えた商品取引の市場監視の強化及び双方の商品デリバティブ市場の活性化のため、平成24年9月に、経済産業省とともに、ドバイ金融サービス機構との情報交換取極め（TOR：Terms Of Reference）を締結した。